

中華人民共和国

技術輸出入契約登記管理弁法

中華人民共和国對外貿易經濟合作部令 2001 年第 17 号

《中華人民共和国技術輸出入管理條例》に基づき、中華人民共和国對外貿易經濟合作部 2001 年第 9 回部長業務會議の討論承認を経て、ここに《中華人民共和国技術輸出入契約登記管理弁法》を公布する。本弁法は 2002 年 1 月 1 日より施行する。

對外貿易經濟合作部 部長 石広生

2001 年 12 月 30 日

第一条 自由に輸出入する技術契約の管理を規範化し、技術輸出入の情報管理制度を確立し、わが国の技術輸出入の発展のために、《中華人民共和国技術輸出入管理條例》に基づき、特に本弁法を制定する。中外合弁、中外合作及び外資の独資企業を設立する時、資本持分として、また合弁の定款の付属書としての技術輸入契約は、外商投資企業関連法律の規定に基づき、関係手続きを行わねばならない。

第二条 技術輸出入契約には特許権の譲渡契約、特許申請権の譲渡契約、特許実施許諾契約、ノウハウ使用許可契約、技術サービス契約及び技術の輸出入に含まれるその他の契約を含むものとする。

第三条 自由に輸出入する技術契約に対してはネットのオンライン登記管理を実行する。外経貿主管部門が技術輸出入契約の登記管理部門である。自由に輸出入する技術契約はそれが法的に成立した時、発効する。

第四条 對外貿易經濟合作部（以下"外経貿部"と略称）は、重大プロジェクトの技術輸入契約に対する登記管理を行うことに責任を持つ。

重大プロジェクトとは、

（一）プロジェクト資金の来源に、国家の財政予算内資金、外国政府借款、国際金融組織借款を含むプロジェクト。

（二）國務院がプロジェクト申請を行い、許可を出したプロジェクト。

技術の輸入・経営者は契約発効の後、中国国際電子商務ネット上で登記を行い、（ネットアドレスは、<http://info.ec.com.cn>）同時に技術輸入契約登記申請書、技術輸入契約副本及び調印双方の法律的地位の証明書類を持って、外経貿部に出向き、登記手続を行わなければならない。外経貿部は上述の書類を受け取ってから、3ワーキングデー以内に、契約登

記の内容に対して審査し、併せて技術の輸入・経営者に対して「技術輸入契約登記証」を交付する。

第五条 各省、自治区、直轄市と計画独立扱い市の外経貿委（庁、局）（以下"地方外経貿主管部門"と略称）は重大プロジェクト以外の自由に輸出入する技術契約に対して登記管理を行なうことに責任を持つ。中央管理企業が自由に輸出入する技術契約は、所屬地原則に従い、地方外経貿主管部門に出向き、登記手続を行なう。

各省、自治区、直轄市と計画独立扱い市の外経貿委（庁、局）は一級下の外経貿主管部門に権限を授け、自由に輸出入する技術契約の登記管理を行なうことができる。

技術の輸入・経営者は契約発効の後、中国国際電子商務ネット上で登記を行い、同時に、技術輸入契約登記申請書或いは技術輸出契約申請書、契約副本及び調印双方の法律的地位の証明書類を持って、地方外経貿主管部門或いはその権限を授けられた機構に出向き、登記手続を行なう。地方外経貿主管部門或いはその権限を授けられた機構は上述の書類を受け取ってから、3稼働日以内に、契約登記の内容に対して審査し、併せて経営者に対して「技術輸入契約登記証」或いは「技術輸出契約登記証」を交付する。

第六条 申請書類が「中華人民共和国技術輸出入管理条例」第十八条、第四十条の規定の要求に符合せず或いは登記記録と契約内容が不一致である場合、外経貿主管部門は申請書類を受け取ってから、3稼働日以内に技術の輸出入・経営者に通知し、補正、改正させ、併せて補正した申請書類或いは改正した登記記録を受け取ってから、3稼働日以内に契約登記の内容に対して審査し、「技術輸入契約登記証」或いは「技術輸出契約登記証」を交付する。

第七条 自由に輸出入する技術契約の登記の主要な内容は、下記の通りとする。

- (一) 契約番号
- (二) 契約名称
- (三) 技術の提供者
- (四) 技術の受け取り者
- (五) 技術の使用人
- (六) 契約概況
- (七) 契約金額
- (八) 支払い方式
- (九) 決済方式
- (十) 融資方式

第八条 国家は自由に輸出入する技術契約の番号について、標準コード管理を実行する。

技術輸出入契約の番号の編制は下記の規則に符合しなければならない。

(一) 契約番号の長さ全体は17桁とすること。

(二) 前9桁は固定番号とする。第1～2桁は契約を作製した年度(年代の最後2桁)を表示する。第3～4桁は輸入或いは輸出国別・地区(国家標記の2桁コード)の表示。第5～6桁は輸出入企業の所在地区(国家標記の2桁コード)表示。第7桁は技術輸出入契約の標識(輸入Y、輸出E)を示す。第8～9桁は輸出入技術の業界分類(国家標記の2桁コード)を表示。後ろ8桁は企業が自ら定義するもの。

例：01USBJE01CNTIC001

第九条 既に登記済みの自由に輸出入する技術契約が本弁法第十七条に規定された契約登記内容を変更する場合、技術の輸出入経営者は改めて登記手続を行なわなければならない。

第十条 登記を経た自由に輸出入する技術契約をその執行過程において、中止或いは解除する場合、技術の輸出入経営者は技術輸出入契約登記証などの書類を持って遅滞無く、外経貿主管部門に届け出なければならない、外経貿主管部門はこれを記録する。

第十一条 本弁法は2002年1月1日より施行する。

注記:

中国内において技術輸出入契約登記管理弁法に関する法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国内において法的効力をもつ正式文書ではありません。